

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園(以下「学園」という。)及び学園が設置する鹿児島国際大学、鹿児島高等学校、鹿児島修学館高等学校、鹿児島修学館中学校及び鹿児島幼稚園(以下「各校」という。)が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する職員、学生及びその保護者等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。)をいう。
- (2) 「職員」とは、学校法人津曲学園就業規則(昭和50年11月22日制定)第2条第2項に定める職員の他、学園及び各校と雇用関係にある者及びあった者の全てをいう。
- (3) 「学生」とは、学園が設置する各校において教育を受けている者、受けていた者及び入学(園)志願者等の全てをいう。
- (4) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成されたもの
イ 前アに掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- (5) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 「保有個人データ」とは、職員が職務上取得又は作成した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、学園及び各校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)に記録されているものとする。
- (7) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。ただし、本人が未成年又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人も本人に含まれるものとする。

(責務)

- 第3条 理事長は、この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人データの管理について、これを統括する。
- 2 各校の学長、校長、園長及び法人本部事務局長(以下「所属長等」という。)は、当該各校が保有する個人データの適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、第10条に定める個人情報管理責任者(以下「管理者」という。)を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。
- 3 個人情報を取り扱う職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、保有個人データの正確性及び安全性の確保に努めなければならない。
- 4 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を利用目的以外に流用又は第三者に漏洩、流出させてはならない。
- 5 前項の規程は、職員が退職した場合にあつても適用する。
- 6 職員が第4項の定め違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分することができる。なお、退職後に違反の事実が発覚した場合は、損害賠償請求を行うことができる。

第2章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置)

第4条 この規程の目的を達成するため、学園及び各校に個人情報保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第5条 保護委員会は、学園及び各校が個別に定めるもののほか、次の各号について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的事項に関する事項
- (2) 個人情報の取得及び制限に関する事項
- (3) 個人情報の利用及び制限に関する事項
- (4) 個人情報の適正管理に関する事項
- (5) 保有個人データの取扱い及び開示等に関する事項
- (6) 第26条に規定する不服の申し立てに関する事項
- (7) その他、個人情報の保護に関する事項

(保護委員会の権限)

第6条 保護委員会は、前条に定めるもののほか、次の権限を有する。

- (1) 個人情報保護に関する重要事項の審議及び決定に関すること。

- (2) 関係各部署に対し、審議上必要な資料の提出を求め又は意見の聴取を行うこと。
- (3) 審議結果に基づき、第10条に規定する管理者に対して助言、指導又は勧告を行うこと。

(保護委員の構成)

第7条 保護委員会は、所属長等を委員長とし、委員長が第10条に規定する管理者の中から委員を選任し構成する。

2 前項の委員の構成人数及び運営等は、委員長が定める。

3 第26条に規定する不服の申し立てに直接関連があると委員長が認めた委員は、当該審議に加わることはできない。

(担当部署)

第8条 保護委員会の担当部署は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島国際大学及び津曲学園本部の事務は、各総務課が担当する。
- (2) 鹿児島高等学校、鹿児島修学館高等学校、鹿児島修学館中学校及び鹿児島幼稚園の事務は、各事務室が担当する。

(関連機関の意見聴取)

第9条 保護委員会は、第5条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

第3章 個人情報管理責任者及び取扱者

(個人情報管理責任者及び取扱者)

第10条 所属長等は、この規程の目的を達成するため、管理者及び管理者の下に個人情報取扱責任者(以下「取扱者」という。)を置く。

2 管理者及び取扱者はこの規程に従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取り扱うよう指導し、監督するとともに、その取り扱い並びに開示、訂正又は削除及び停止の請求に関して、適切に処理しなければならない。

3 管理者及び取扱者が所管する個人情報データベース等及び個人データの範囲は、学園又は各校が定める事務分掌による。ただし、事務分掌が明らかでない業務については、所属長等がその範囲を決定する。

4 管理者及び取扱者は、個人情報データベース等及び保有個人データの取り扱いに関し、疑義が生じた場合、速やかに当該所属長等との協議により必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の保有、取得等

(保有の目的)

第11条 個人情報の保有は、学園又は各校の教育・研究及び業務を遂行するために、必要な範囲に限るものとし、その保有にあたってはその利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用の制限)

第12条 個人情報は、前条により特定した利用目的以外に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (4) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(利用目的の明示)

第13条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合
- (2) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 保護委員会が、学園及び各校の権利又は正当な利害を害するおそれがあると認めた場合
- (5) 前各号に掲げる場合の他、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められた場合
その他、保護委員会が相当の理由があると認めた場合

(取得の方法)

第14条 個人情報の取得にあたっては、当該本人から適正かつ公正な手段によって行われなければならない。

2 個人情報を取得する場合、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) その他第三者から取得することに相当の理由があると認めたとき。
- 3 個人情報第三者から取得するときは、本人の権利利益を侵害することのないよう十分留意しなければならない。

第5章 個人情報の管理等

(適正管理)

第15条 所属長等は、個人データの保護と正確性を維持するため、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの漏洩及び改ざんの禁止
- (2) 個人データを記録した媒体の紛失、毀損、滅失その他の事故防止
- (3) 個人データの正確性及び最新性の維持
- (4) 業務上不要となった個人データの速やかな消去又は廃棄
- (5) その他個人データの保護のために必要な措置

(情報システムにおける管理)

第16条 学園及び各校の情報システムの管理・運用に係る責任者は、電子計算機等を用い、学園及び各校が管理する保有個人データへの不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(外部持ち出し制限)

第17条 個人情報に含まれる資料は原則として、学外へ持ち出してはならない。ただし、第20条に基づく個人データを使用する業務を学外に委託する場合は、この限りではない。

- 2 前項の定めにかかわらず、職員が業務運営に必要な資料で、管理者が正当な業務の遂行に必要と認めた場合は、持ち出し制限の適用を除外することができる。

(第三者提供の制限)

第18条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は除くものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 前項の規定にかかわらず、各校の同窓会及び鹿児島高等学校においては「父母と先生の会」、鹿児島修学館高等学校、鹿児島修学館中学校においては「PTA」、鹿児島幼稚園においては、「父母の会」に対しては、各校の保護委員会が定める当該個人情報データを提供することができる。但し、本人の求めがあった場合は、提供を停止する。
- 3 第三者に個人データを提供する場合は、次の各号を明らかにしておかなければならない。
 - (1) 個人データの提出先及びその理由
 - (2) 提出先における個人データの安全管理の方法(保管対策、漏洩、盗用対策、複写禁止等)
 - (3) 提出先における保管期間
 - (4) 利用目標達成後の個人データの返却又は提出先での破棄若しくは削除の方法
- 4 新たに個人データを第三者に提供する場合は、保護委員会の承諾を得なければならない。

(保有個人データベース等の管理・届出)

第19条 個人情報データベース等を現に保有している又は保有しようとするときは、管理者は、次の各号について、速やかに又はあらかじめ保護委員会に届出(様式第1号)で承認を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 利用目的
- (3) 収集の対象者
- (4) 収集方法
- (5) 収集する個人情報の項目又は記録項目
- (6) 記録の形態
- (7) 記録の期間
- (8) その他保護委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめ保護委員会に届出(様式第1号)で承認を得なければならない。

(外部委託に伴う取扱い)

第20条 所属長等は、個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 前項の受託を受け従事している者又は従事していた者は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

第6章 保有個人データの開示及び訂正

(保有個人データの開示・開示制限)

第21条 本人は、管理者に対し、学園又は各校が保有する自己に関する保有個人データの開示を請求(以下、「開示請求」という。)することができる。

- 2 前項に規定する開示請求をするときは、本人であることを明らかにし、開示請求に必要な事項を明記した文書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示請求に係る保有個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部について開示しないものとする。

- (1) 開示請求の対象となる保有個人データに、第三者の個人情報が含まれているとき。
- (2) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 開示することにより、学園又は各校の業務に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 前各号の他、保護委員会が相当の理由があると認めたとき。

- 4 管理者は、本人の保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、その理由を文書(様式第3号)により本人に通知しなければならない。

(開示の方法)

第22条 保有個人データの開示の方法は、当該記録文書の閲覧及び写しの交付をもって行うものとする。この場合において、個人情報が電磁的記録の場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

- 2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(個人情報の訂正・削除の請求)

第23条 本人は、学園又は各校が保有する自己に関する保有個人データに誤りがあると認められる場合は、第21条第2項に定める手続きに準じて、管理者に対し、その訂正又は削除の請求(様式第2号)をすることができる。

- 2 管理者は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、その結果を本人に文書(様式第3号)で通知しなければならない。なお、訂正及び削除に応じない場合も同様とする。

(個人情報の利用停止の請求)

第24条 本人は、学園又は各校が保有する自己に関する個人情報データが、利用の目的を超えて取り扱われていると認められる場合は、第21条第2項に定める手続きに準じて、管理者に対し、その利用の停止を請求(様式第2号)することができる。

- 2 管理者は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、その結果を本人に文書(様式第3号)で通知しなければならない。なお、利用の停止に応じない場合も同様とする。

(個人情報の提供停止の請求)

第25条 本人は、学園又は各校が保有する自己に関する保有個人データが、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、第21条第2項に定める手続きに準じて、管理者に対し、第三者への提供の停止を請求(様式第2号)をすることができる。

- 2 管理者は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、その結果を本人に文書(様式第3号)で通知しなければならない。なお、提供の停止に応じない場合も同様とする。

(不服の申し立て)

第26条 本人は、学園又は各校が保有する自己に関する保有個人データについて不服がある場合は、保護委員会に対し、不服の申し立てを行うことができる。

- 2 前項に規定する申し立てをするときは、本人であることを明らかにし、当該申し立てに必要な事項を明記した文書(様式第4号)を当該管理者を経て保護委員会あてに提出しなければならない。

- 3 保護委員会は、第1項に規定する申し立てがあつたときは、速やかに審議・決定し、その結果を不服申立人に文書(様式第5号)により通知しなければならない。

- 4 保護委員会は必要に応じ、不服申立人、関係職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

第7章 その他

(教育・研修)

第27条 理事長は、この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員に対する必要な教育、研修を実施しなければならない。

(手数料の徴収)

第28条 学園又は各校は、第21条に基づく開示請求があつた場合は、手数料を徴収することができる。

- 2 前項の手数料の額は、各保護委員会が決定する。

(規程の解釈)

第29条 各校において、この規程の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、法人本部保護委員会と協議するものとする。

(法令との関係)

第30条 個人情報の保護に関する事項については、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令の定めるところによる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成18年3月30日施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

様式 略